

{事案 27-245} 障害給付金支払請求

・平成 28 年 6 月 6 日 裁定打切り

<事案の概要>

障害給付金の請求をしたところ、「不慮の事故」による傷害を直接の原因とする障害には該当しないとして支払いを拒否されたため、これを不服として、障害給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

風呂で転んで臀部を打ち、腰椎圧迫骨折となるほどの受傷をしたことが原因で障害状態になったので、平成 3 年 6 月に契約した終身保険について、障害給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の障害は、転倒が原因でなく、パーキンソン症候群の影響によるものと考えられ、「不慮の事故」による傷害を直接の原因とする障害には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、受傷時の状況を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)当事者から提出された証拠を検討したが、申立人の障害の原因が不慮の事故（転倒）によるものか、パーキンソン症候群（類似疾患を含む）によるものかについて、判断することができなかった。
- (2)この点についての判断をするためには、申立人が受診した医療機関の全ての医療記録を取り寄せ、各医師について証人尋問等を行って事実確認し、場合によっては、訴訟上の鑑定を行う必要があるが、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会においては、これらの手続を行うことはできない。本件において最も重要な問題である「不慮の事故」によるものかどうかの判断ができない以上、本件の適正な解決は、裁判所の訴訟手続においてなされるべきである。